

# 定 款（案）

## 第1章 総 則

### （名称）

第1条 当会は、一般社団法人 日本救急看護学会 と称する。

- 2 当会の英文名は、Japanese Association for Emergency Nursing と称し、略称は JAEN とする。

### （事務所）

第2条 当会は、主たる事務所を 東京都中野区中野2丁目2番3号に置く。

### （目的）

第3条 当会は、救急看護の進歩、発展、普及を図ることを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 機関誌、図書、研究資料等の刊行
3. 救急看護学の研究及び教育研修等
4. 国内外の関係団体との協力活動
5. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### （基金の総額）

第4条 当会の基金の総額（代替基金を含む。）は、金 000000 万円とする。

### （公告の方法）

第5条 当会の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 当会の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、主たる事務所の掲示板に掲示する。

### （基金の拠出者の権利に関する規定）

第6条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところにしたがって返還する。

## 第2章 会 員

(会員種類)

第8条 当会の会員は、当会の目的に賛同し、救急看護に関する研究、教育、実践若しくは事業等に従事している者で、下記のいずれかに該当し、第9条に定める手続を完了した者とする。

1. 正 会 員 看護師、その他の者で、本会の目的に賛同し、所定額の会費を納めた者
2. 名誉会員 当会のために特に功労のあった者で、代表理事の推薦により理事会の議を経て社員総会で承認された者
3. 賛助会員 当会の目的に賛同し、特別の所定会費を納入して会計面を支援する団体または個人

(入会)

第9条 当会に入会を希望する者は、所定の事項を記入した入会申込書に当該年度の会費をそえて、当会事務所に申し込むものとする。

(会費)

第10条 会員は、各種会員の別に応じて定款施行細則(以下、「細則」という。)に定める会費を支払わなければならない。

- 2 納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 2年以上会費を滞納したとき
3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
4. 除名されたとき

(退会)

第12条 会員はいつでも退会することができ、退会しようとする者は、退会届を当会事

務所に提出しなければならない。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会並びに社員総会における決議に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 当会の定款及び細則に違反したとき
2. 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

### 第3章 評議員

(評議員)

第14条 評議員は、細則にしたがい選任する。

- 2 評議員の任期は4年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 評議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、評議員資格を失う。
  1. 会員の資格を喪失したとき
  2. 連続して2年間、正当な理由なく社員総会を欠席したとき

### 第4章 社員

(社員資格)

第15条 評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(社員名簿)

第16条 当会は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、当会事務所に備え置くものとする。

### 第5章 役員

(役員)

第17条 当会には次の役員及び役職を置く。

理 事 7名以上13名以内

監 事	2 名以内
会 長	1 名
次期会長	1 名

- 2 理事のうち 1 名を代表理事、1 名を副代表理事とする。

(選任)

第 18 条 理事及び監事は、社員の中から、細則の定めるところにしたがい候補者を選び、社員総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によってこれを定める。ただし、連続して 3 期を超えることはできない。
- 3 副代表理事は、理事の中から、代表理事の指名によりこれを定める。
- 4 会長及び次期会長は、理事会の議決を経て代表理事が推薦し、社員総会の承認を受けて選任する。

(任期)

第 19 条 理事の任期は、就任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、就任後 4 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して 2 期を超えることはできない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 5 会長及び次期会長の任期は、選任後最初の学術集会終結の日の翌日に始まり、次期学術集会終結の日に終わる。

(代表理事及び副代表理事)

第 20 条 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故のあったとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(監事)

第 21 条 監事は、一般社団・財団法人法第 99 条から第 104 条の職務を行う。

(会長及び次期会長)

第 22 条 会長は、学術集会を主宰する。

- 2 次期会長は、会長を補佐する。
- 3 会長及び次期会長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員報酬)

第23条 理事及び監事の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

## 第6章 会議及び委員会

(会議)

第24条 当会には、会務を議するために次の会議を置く。

1. 理事会
2. 社員総会
3. 会員総会
4. 学術集会

(委員会)

第25条 当会には、その事業の円滑な実施をはかるため、次の各号にしたがって委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置及び解散は、理事会の決議による。
- 3 委員会には、理事会の決議により担当理事をおく。
- 4 委員会の委員長は、理事会の議を経て、代表理事が委嘱する。
- 5 委員会の委員は、委員長及び担当理事の協議により会員から選任し、代表理事が委嘱する。
- 6 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員長の任期は連続して3期を超えることはできない。任期途中で選任された委員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

(議事録)

第26条 会議及び委員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、これを事務局に保管する。

## 第7章 理事会

第27条 当会の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  2. 代表理事が必要と認めたとき。尚、代表理事に事故があるときは、他の理事があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集することができる。
  3. 監事が必要と認めたとき。

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を開催するには、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各理事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(決議方法)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事が議長になれない場合、会議の都度、出席者の互選によって選出する。

- 2 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席(書面表決者及び表決委任者によるみなし出席も含む。)がなければ、議事を行い、決議することができない。
- 3 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の場合、その理事は出席したものとみなす。
- 5 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。
- 6 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、代表理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

## 第8章 社員総会

### (社員総会)

第31条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 1 定時社員総会は、毎決算期の翌日から2箇月以内に招集し、会員総会の前に開催する。
- 2 社員総会を構成する社員は、社員に限る。
- 3 名誉会員は、社員総会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  1. 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
  2. 総社員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

### (招集)

第32条 社員総会は、代表理事が招集する。代表理事に事故があるときは、他の理事があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

- 2 代表理事は、前条第4項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を開催するときは、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各社員に対して通知を発しなければならない。
- 4 社員総会は、その総会において議決権を行使することができる社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

### (決議方法)

第33条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席(書面表決者及び表決委任者によるみなし出席も含む。)がなければ、議事を行い、決議することができない。

- 2 やむをえない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合、その社員は出席したものとみなす。
- 4 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の過半数をもってこれを決する。

### (議決権)

第34条 社員総会において、社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

第35条 定時社員総会の議長は代表理事とし、臨時社員総会の議長は、会議の都度、出席理事の中から選出する。

(議事録)

第36条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び代表理事並びにその会議において選任された理事2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

## 第9章 会員総会

第37条 会員総会は、正会員、名誉会員、及び賛助会員をもって構成する。

2 会員総会は、毎年1回、学術集会開催日に合わせて開催し、次の各号に掲げる項目について報告をうけるものとする。

1. 事業報告及び収支決算
2. 事業計画及び収支予算
3. その他

(招集及び議長)

第38条 会員総会は、会長が招集する。

2 会員総会の議長は、会長とする。

## 第10章 学術集会

第39条 学術集会は、毎年1回、会長が開催する。

2 学術集会において発表する者は原則として会員でなければならない。

## 第11章 会計

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年の9月30日までとする。

( 計算書類 )

第 4 1 条 代表理事は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、理事会の決議を経た後、定時社員総会に提出し、3 の書類についてはその内容を報告し、1、2 及び 4 の各書類については承認を求めなければならない。

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 事業報告書
4. 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

## 第 1 2 章 定款変更

( 定款変更 )

第 4 2 条 この定款を変更するには、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

## 第 1 3 章 附 則

( 設立時の社員の氏名及び住所 )

第 4 3 条 社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

理事長  
監事  
監事

( 最初の役員 )

第 4 4 条 当会の最初の役員は、次のとおりとする。

現役員名

( 最初の事業年度 )

第 4 5 条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から平成 2 2 年 9 月 3 0 日までとする。

( 最初の評議員の任期 )

第 4 6 条 当会の最初の評議員の任期は、第 1 4 条の規定にかかわらず、平成 2 3 年 9 月 3 0 日までとする。

一般社団法人 日本救急看護学会 を設立するため、この定款を作成し、各社員がこれに記名押印する。

平成 21 年 11 月 9 日

(社員の住所)

(社員の氏名)